



なんて・すてき

那須町

記者発表資料 ~ Press Release ~

令和 7 年 3 月 26 日

令和 7 年度から町融資制度を拡充します！

那須町中小企業振興資金融資制度に「創業支援資金」を創設し、令和 7 年 4 月から運用を開始します。また、設備資金について、融資期間 7 年以内から 10 年以内に拡充します。

町内での創業を後押し、商工業の振興と地域経済の活性化を図ります。

○創業支援資金

1 対象者 町内で創業する者または町内に事業所を有し創業後 1 年未満の者

2 内 容 条件を満たす対象者に、栃木県信用保証協会の保証付き運転・設備資金融資を行い、創業を支援します。

(1)運転資金 融資限度額 500 万円

融資期間 5 年以内（融資利率最大 1.6%）

(2)設備資金 融資限度額 500 万円

融資期間 7 年以内（融資利率最大 1.8%）

※融資額 1 % 以内で利子補給の補助あり。

（転入から 3 年以内に融資を受けた UII ターン者は融資額の 2 % 以内）

※信用保証料の全額補助あり。

（事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料率上乘せ部分を除く）

○設備資金

	【令和 6 年度まで】	【令和 7 年度～】
最長融資期間（融資利率）	7 年以内（2.2%）	→ 10 年以内（2.4%）

◇本件に関する問い合わせ先

課・局名	係名	電 話	E-mail
観光商工課	商工係	0287-72-6918	kanko@town.nasu.lg.jp